

天下みゆきです。日本共産党宮城県議会議員団を代表して議第 252 号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に反対して討論します。

今回の改定案は、人事委員会の報告及び勧告に基づき、民間のボーナスの年間平均支給月数が県職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数より 0.04 カ月下回ったため、期末・勤勉手当を 0.05 カ月分引き下げて 4.45 カ月分とするもので、平均改定額は 1 万 9 千円の減額となります。引き下げは 2010 年度以来 10 年ぶりです。

日本共産党県議会議員団は、以下 2 つの理由により、県職員の期末・勤勉手当の引き下げに賛成できません。

ひとつは、東日本大震災から 10 年目の復旧・復興事業の総仕上げに、昨年秋の台風 19 号被害の復旧・復興事業が重なり、更に新型コロナウイルス感染症の拡大防止とコロナ禍で苦しむ県民・事業者への支援のために、県職員は大変なご苦勞が続いていることです。こうした中での期末・勤勉手当の引き下げは認められません。

また、人事委員会は、新型コロナウイルス感染症及び大規模自然災害に係る勤務環境の整備や、過重な時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進を勧告していますが、人員増は提言していません。時間外勤務の縮減や健康管理のためには、増大する業務量に対して、抜本的に人員体制を強化すべきであることも指摘しておきます。

もうひとつは、昨年 10 月からの消費税 10%増税と新型コロナウイルス感染症に伴う景気後退の中で、今、求められているのは内需主導型への経済転換です。そのためには、消費税減税と合わせて、給料を引き上げて購買力を高め、景気回復を図ることが必要です。民間が下がったからといって、それに合わせて公務員の期末・勤勉手当を引き下げるとは、購買力を下げて、総じて景気後退の悪循環につながるものであり、反対です。

以上、現在の労働実態からみても、コロナ禍での景気対策の観点からみても、県職員の期末・勤勉手当を引き下げる理由は見当たりません。激務の中、公務労働に従事されている県職員の皆様が、使命感と誇りを持ち、働き甲斐を感じながら日々の業務にあたっていただくために、県議会として県職員の期末・勤勉手当の引き下げに反対することを議員の皆様と呼びかけまして討論といたします。

ご清聴、ありがとうございました。